

元気な中山間地域づくり

活性化事例集

中山間地域等直接支払制度を活用した取組事例



令和3年3月

富山県農村振興課

目次

中山間地域等直接支払制度第5期対策の概要	2
----------------------------	---

《制度を活用した取組事例》

担い手への農地集積に取り組む事例

①担い手となる営農組合の発展と共同取組活動の省力化への取組	滑川市大崎野	6
②次世代農業者を中心とした集落農業の維持保全	朝日町笹川	8

鳥獣害対策に取り組む事例

③集落一体で取り組む鳥獣被害防止対策	小矢部市岩崎	10
④集落の環境保全活動と鳥獣害対策	上市町極楽寺	12
⑤継続・強化する鳥獣害対策	立山町白岩	14

棚田地域振興活動加算に取り組む事例

⑥棚田地域振興に向けた集落全体での取組の強化	高岡市山川	16
⑦持続可能な農業生産活動体制の構築	氷見市熊無	18
⑧ひまわりの育成に取り組みます～美しい景観づくり～	黒部市枕野	20
⑨飛来する白鳥を観光資源とした棚田振興	射水市野手地区環境保全会	22

超急傾斜農地保全に取り組む事例

⑩超急傾斜農用地の保全と地域連携による集落づくり	富山市婦中町道島	24
⑪集落ぐるみによる耕作放棄地の解消及び農業生産活動の維持	南砺市志観寺	26

集落協定広域化に取り組む事例

⑫広域化による中山間農地の維持と集落の活性化	富山市山田西部	28
⑬集落の垣根を超えた連携体制の構築	魚津市黒谷・山女	30

集落機能強化に取り組む事例

⑭住民の高齢化に伴う地域自治機能強化への取り組み	砺波市中山間正権寺組織	32
--------------------------	-------------	----

さらなる集落の活性化に向けて	34
----------------------	----

中山間地域等直接支払制度 第5期対策の概要

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

対象地域と対象農用地

【対象地域】

地域振興立法等指定地域

〔特定農山村法、山村振興法、過疎法、
半島振興法、棚田地域振興法等〕

知事が定める特認地域

【対象農用地】

①急傾斜地 ②緩傾斜地

③小区画・不整形な田

④高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農地 等

○急傾斜地のみ

注）農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域）内にある一団の農用地を対象

第5期対策から 従来の地域振興8法に棚田地域振興法を追加

○これまでの地域振興8法に加えて、令和元年8月に施行された棚田地域振興法の「指定棚田地域」が対象地域に追加されました。

○ただし、同法の趣旨を踏まえ、8法地域外の指定棚田地域における対象農用地は、「指定棚田地域の指定申請書」において「保全を図る棚田等」に位置付けられた農用地のうち、急傾斜農用地及び同農用地と物理的に連担した緩傾斜農用地（急傾斜農用地と同一の集落指定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る。）となります。

対象者

協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

〔農業生産法人
生産組織等も対象〕

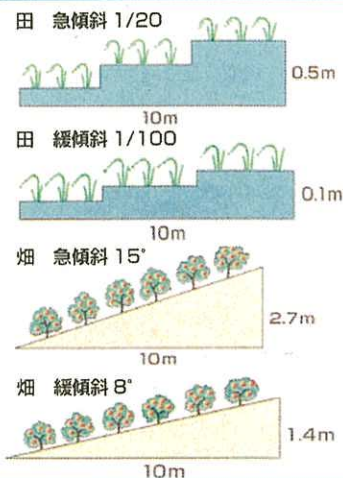
主な交付単価

地目	区分	交付単価（円/10a）	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜（1/20以上）	16,800	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	6,400	8,000
畑	急傾斜（15度以上）	9,200	11,500
	緩傾斜（8度以上）	2,800	3,500

○集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付します。

○交付金の配分・活用方法は集落内の話し合いで決めてください。

注）小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。



実施期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

第5期対策 4つのポイント

- ① 集落の話し合いにより、指定農用地と集落の将来像を明確にし、第5期対策期間を超えても農業生産活動が継続されることを促すため、体制整備単価（10割単価）の要件を「集落戦略の作成」に一本化。
- ② 指定参加者の減少や高齢化、担い手不足といった中山間地域等が抱える課題に対応し、農業生産活動の継続に向けたより前向きな取組への支援を強化するため、「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設するとともに、「集落協定広域化加算」を拡充。
- ③ 令和元年8月に施行された棚田地域振興法に対応するため、対象地域に「指定棚田地域」を追加し、認定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援するため、「棚田地域振興活動加算」を新設。
- ④ 農業者等が第5期対策に安心して取り組んでいただけるよう、農業生産活動等の継続ができなくなった場合（病気・高齢や自然災害などのやむを得ない場合は返還不要）の遡及返還の対象農用地を協定農用地全体から当該農用地に見直し。

集落協定の活動要件

①基礎単価（単価の8割を交付）

荒廃農地の発生防止など基礎的な活動

- ・農業生産活動など
- 耕作放棄の防止など 耕作や適切な農用地の維持管理を5年間継続します
- 水路・農道などの管理 草刈りや江ざらいなど水路・農道の維持管理を5年間継続します
- ・多面的機能増進活動（いずれか1つ）
- 国土保全機能の増進 ・周辺林地の下草刈り等
- 保健休養機能の増進 ・景観作物の作付け、体験農園の運営 等
- 自然生態系の保全 ・魚類、昆虫類の保護 等



②体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

・集落戦略の作成

集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題及び対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成していただく、集落全体の指針です。

集落戦略の内容

1. 協定農用地の将来像
2. 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
3. 集落の現状を踏まえた対策の方向性
4. 具体的な対策に向けた検討
5. 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
6. 農業生産活動等の維持のための支援体制

第5期対策から集落戦略の作成に一本化

- 中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、指定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要です。そのため、第5期対策から、体制整備単価（10割単価）を受給する要件を、「A、B、C要件から一つ選択」から「集落戦略の制作」に一本化しています。
- 集落戦略については、中間年（令和4年度）までを目途に作成し、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中に作成を完了する必要があります。

第4期対策の集落戦略からの変更点

- ① 期間について、第5期対策の協定期間のその先という趣旨により、「10～15年後」から「6～10年後」に変更。
- ② 集落における農業生産活動等を継続する上でのボトルネック（課題）を絞り込み、対応策の方向性を明確化するため、様式を見直し。
- ③ 第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のためのサポート体制を明記（なお、これまでのC要件と異なり、結果として農業生産活動等の継続が困難となった農用地が発生した場合でも、協定農用地全体の遡及返還とはなりません）。

※基礎活動のみの取組の場合、交付単価は、基礎単価となります。

より積極的な取組みに向けた加算措置

3ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

① 棚田地域振興活動加算（新設） 第5期対策から

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定：	体制整備単価の集落協定のみ
対象農地：	認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地 ※ 超急傾斜・集落機能強化・生産性向上の各加算との重複はできません。
単 価：	10,000円/10a（田、畑）
上 限 額：	なし
取組期間：	1～5年
目標設定：	ア「棚田等の保全に関する目標」 イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」 ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動、集落機能強化及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

【対象活動の例】



棚田オーナー制度による棚田地域振興活動



石積み保全活動

② 超急傾斜農地保全管理加算（継続）

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

対象協定：	集落協定、個別協定
対象農地：	田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地
単 価：	6,000円/10a（田、畑）
上 限 額：	なし
取組期間：	1～5年
目標設定：	ア「超急傾斜農地の保全」 イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」

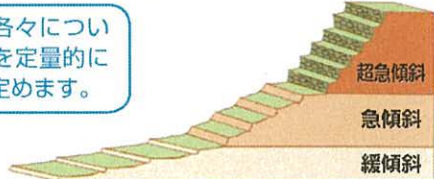


超急傾斜農地（田）



超急傾斜農地（畑）

ア、イの各々について、目標を定量的に一つ以上定めます。



③ 集落協定広域化加算（拡充）

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

対象協定：	体制整備単価の集落協定のみ
対象農地：	集落協定農用地
単 価：	3,000円/10a（地目にかかわらず）
上 限 額：	200万円/年度
取組期間：	1～5年
目標設定：	ア 取組期間が単年である場合 主導的な役割を担う人材を確保した上で、集落協定の広域化による体制強化そのものを目標に設定します。 イ 取組期間が複数年である場合 主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化後の協定で達成する目標を定量的に一つ以上定めます。

A集落がB・C集落と広域の集落協定を締結して活動を実施



④ 集落機能強化加算（新設） 第5期対策から

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ
 対象農地： 集落協定農用地
 単 価： 3,000円/10a（地目にかかわらず）
 上 限 額： 200万円/年度
 取組期間： 1～5年
 目標設定： 目標を定量的に一つ以上定める。

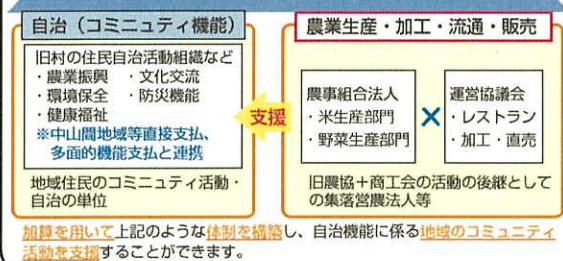
【対象活動の例】

- インターンシップ、
 営農ボランティア、農福連携
- コミュニティサロンの開設
- 地域自治機能強化活動
 （高齢者の見回り、送迎、
 買物支援等）
 など

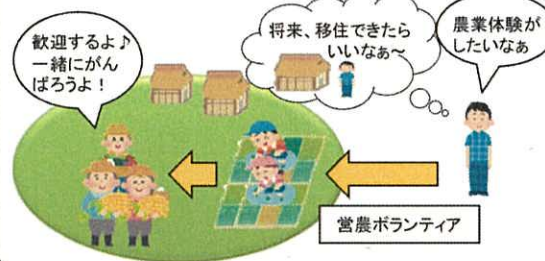


地域運営組織と連携した
高齢者世帯の雪下ろし作業

地域自治機能強化活動のイメージ



営農ボランティアのイメージ



⑤ 生産性向上加算（新設） 第5期対策から

生産性向上を図る取組を行う場合に加算

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ
 対象農地： 集落協定農用地
 単 価： 3,000円/10a（地目にかかわらず）
 上 限 額： 200万円/年度
 取組期間： 1～5年
 目標設定： 目標を定量的に一つ以上定める。

【対象活動の例】

- 農産物のブランド化、加工、販売
- 担い手への農地集積、集約、農作業の委託
- 機械、農作業の共同化
- 農作業の省力化 など



ドローンによる防除作業



自走式草刈機の導入

第5期対策から 加算措置の留意点について

Point 1

○複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取組・目標とする必要があり、**同一の取組・目標に対して複数の加算措置を受けることはできません。**

Point 2

- （超急傾斜加算以外の）加算措置を活用する場合、協定参加者の話し合いにより、その取組によって達成する**目標を定量的に定めます。**
- そのうち、棚田地域振興活動加算における目標については、都道府県の第三者委員会の機能を活用し、その妥当性の確認等を図ります。（その他の加算措置についても、国、都道府県、市町村は加算の取組の適切な実施について、指導を図ります。）

Point 3

○複数の加算を実施する場合、活動の効率化が図られることから、**上乗せする加算の単価は定められた単価から1,000円/10aを減額することとなります。**

Point 4

○加算を受けるには、基本体制整備単価である必要がありますが、**超急傾斜農地保全管理加算に限り、第4期対策と同様に、基礎単価の場合であっても活用が可能です。**

①担い手となる営農組合の発展と共同取組活動の省力化への取組

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	滑川市 <small>おおさきの</small> 大崎野 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 57.5ha (うち 46.7ha で多面的機能支払を実施)			
田 (57.5ha)	畑 (Oha)	草地 (Oha)	採草放牧地 (Oha)
水稻	—	—	—
交付金額 1,380 万円	個人配分		12%
	共同取組 活動 88%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等	84% 3% 1%
協定参加者	農業者 10 人、新大崎野営農組合 (構成員41名)、農事組合法人おおうら (構成員7名)		開始：平成 13 年度
人・農地プランの作成状況	東加積地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況)人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者(協定構成員)を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

本集落は、滑川市東部に位置しており、水稻を中心とした営農が行われている。平成13年度から本制度に取り組んでおり、老朽化した用水路の更新や農道の補修を行うことで農業用施設の長寿命化を図っている。また、営農組合を立ち上げ、法人化を目標に農業機械の共同化、農地の引き受けなどを行っている。

集落全体として高齢化や担い手不足が進んでいるため、さまざまな機械を活用し、農作業の省力化を図ることとしている。

3. 取組の内容

農地の維持、管理を継続していくための活動として、集落全体での法面の定期的な除草、点検を行っている。令和2年度も、地域全体での点検により発見された一部崩壊した箇所への修繕工事を行っている。また、共同で使用する玄米色彩選別機やコンバインなどの農作業用の機械を購入し、農作業の省力化に取り組んでいる。第5期対策では、新たな制度である生産性向上加算を活用し、自動給水栓の取付工事を行い、スマート農業化を進めた。これにより、離れた場所からの田への給水を可能にした。



農業用水路の更新



自動給水栓の取付

[集落の将来像] 集落マスタープラン

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
- 協定の担い手となる新たな人材の育成・確保

将来像を実現するための活動目標

- 集落営農組合を整備拡充し法人化をする。
- 農業生産活動がとどまることが無いよう営農組織を充実発展させる。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 57.5ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路1.7km
年2回清掃、草刈り
・道路7.5km
年8回草刈り、簡易補修
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年2回及び随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約0.5ha、年1回)
共同取組活動

自動給水栓により、
水管理の時間を短縮し、
見回りの負担を軽減する。

農業生産活動の体制整備

生産性向上加算を活用した、
自動給水栓の取付工事
共同取組活動

機械農作業の共同化
(コンバイン等の共同利用)
共同取組活動

水路、農道等の改修・改良
共同取組活動

耕作放棄されそうな農用地
について、集落内外の担い
手農家等による利用権の設
定等や農作業の委託
共同取組活動

4. 今後の課題等

集落で立ち上げた営農組合の法人化に向けて、今後も農業機械の共同化や、耕作を続けていくことが難しくなった農地の引き受けなどを継続していく必要がある。

また、営農組合の充実、発展のためには、若年層を含めた担い手の確保及び育成が必要である。

これまでの主な成果

- 営農組合としての定期的な見回りにより、耕作放棄地の発生を抑制、法面の崩壊を未然に防止
- 生産性向上加算を活用し、自動給水栓による水管理を行うことで、スマート農業化を推進
- 水路の改良 350 m
- 農道の改修 60 m

②次世代農業者を中心とした集落農業の維持保全

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	朝日町 ^{ささがわ} 笹川 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 8.9ha (多面的機能支払は未実施)			
田 (8.9ha)	畑 (0ha)	草地 (0ha)	採草放牧地 (0ha)
水稻	—	—	—
交付金額 92万円	個人配分		60%
	共同取組 活動 40%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	5%
		農地の維持・管理	30%
		役員報酬、研修会費等	5%
		その他	0%
協定参加者	農業者 15人		開始：平成12年度
人・農地プランの作成状況	笹川地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況)人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合(認定農業者)を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

中山間地域等直接支払交付金制度の創設をきっかけとして、集落で話し合った結果、集落の耕作放棄地を無くし積極的に農業に取り組もうとする気運が高まり、平成15年、当時、30歳代から50歳代の次代を継承する農業者を中心に「稲作グループ ささごう」が発足された。17年経過した今も笹川集落においては、丁寧な農業生産活動が行われている。

3. 取組の内容

「稲作グループ ささごう」では、集落内の要望に応じて高齢者農家からの機械農作業（田植え、稲刈り、水田の溝きり、畦畔の草刈、土壌改良材散布）の受託化を図り、農用地の保全に努めてきた。高齢化が進むなか、稲作グループをはじめとした担い手に農地を集積することにより、引き続きより良い農業経営を行っていくために、平成29年から老朽化した水路改修や区画の一部を大規模化を図るための土地改良事業に取り組んだ。農道、水路の草刈などを実施しているが、法面が高く広くなったことから、当該事業を活用してみんなで防草シートを張ったことにより草刈にかかる作業を大幅に省力化することができた。

集落においては、高齢化が進み、農業のリタイヤを考える人がいる一方、集落に移住してきた家族が農業を手掛け、山間の集落ならではの農業に興味を持った女性が、農家の協力を得ながら、昔ながらの手法（苗づくり、はったんどり、無農薬）による稲作を手掛けるなど、条件不利と言われる中山間地域ではあるが、中山間地域であるがゆえに農業を楽しむ住民も出てきた。



土壌改良資材の散布



農道の草刈作業

集落の将来像

- 生産組織「稲作グループ ささごう」等への参加を呼びかけ、集落内の農業者だけでなく、非農業者や集落外の地区出身者の若者とも連携できる仕組みを構築し、活気ある集落を形成する。
- 農道の掃除・除草を継続的に行い、きれいな中山間地域の自然環境を壊さないような体制を構築する。
- 豊かな自然と、歴史文化があふれる集落の魅力を活かし、引続き、都市や町内外との農村交流を図る。



将来像を実現するための活動目標

- 稲作グループへの新たな参加メンバーを非農家・集落外からも募り、活力ある農作業を実現

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 8.9ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路 年1回清掃、草刈り
・道路 年1回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年間を通じて随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

土壌改良資材の散布
(年1回)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農地法面、水路、農道等の
補修・改良
共同取組活動

4. 今後の課題等

他集落と同様に人口減少、農業従事者の高齢化による農業後継者不足の解消が大きな課題である。

現在、地域の担い手として「稲作グループ ささごう」は、集落の農業を担っていく存在であることから、仲間を増やし、グループ規模の拡大を推進し、農業を含めた地域の活性化をする。

これまでの主な成果

- 協定参加者による水路、農道の維持管理の実施による農業生産活動の活発化とコミュニティの強化
- 防草シートの施工により法面の高い畦の草刈りの省力化
- 農業を維持することによる美しい景観（田園風景）の創出

③集落一体で取り組む鳥獣被害防止対策

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	小矢部市 ^{いわさき} 岩崎 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 6.4ha (うち 6.2ha で多面的機能支払を実施)			
田 (6.4ha)	畑 (0ha)	草地 (0ha)	採草放牧地 (0ha)
水稻	—	—	—
交付金額 127 万円	個人配分		40%
	共同取組 活動 60%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等 その他	56% 1% 3% 0%
協定参加者	農業者 12人、非農業者 1人		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	宮島地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況)人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

当集落では小矢部市北部の山間部に位置しており、水稻を中心とした営農が行われている。平成 12 年度から中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の保全管理を行ってきた。

近年は、有害鳥獣による農作物被害が増大し、農地の保全管理に加えて鳥獣被害対策も必要となることから農作業の省力化が必要となってきている。

3. 取組の内容

本集落の取り組みは水路、農道の維持管理、鳥獣被害を防止するための電気柵の設置及びイノシシ捕獲用檻の設置、水稻の共同防除や景観作物の植栽を行っている。

また、第 5 期対策より恒久柵の設置に取り組み、電気柵に必要な通電の確認や冬季の柵撤去等の省力化を図っている。



恒久柵の設置



景観作物の植栽

集落の将来像

- 有害鳥獣被害に負けない農業生産体制の構築

将来像を実現するための活動目標

- 集落全体での電気柵、恒久柵の設置、点検を実施し、有害鳥獣被害に負けない農業生産体制を構築していく。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 6.4ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路 年2回清掃、草刈り
・農道 年2～3回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年1回及び随時)
共同取組活動

イノシシ捕獲檻の設置、管理
(随時)
共同取組活動

農地の管理
(田 6.4ha)
・動力噴霧機による集落の一斉防除
共同取組活動

有害鳥獣被害防止用の恒久柵の設置 (2.4km)
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物の植栽
(ヒマワリの植栽による景観田の設置、花壇の管理)
共同取組活動

集落外との連携

- 小矢部市棚田振興協議会を通じて、各集落代表との情報交換を図っている。

4. 今後の課題等

平成12年度から事業に取り組み始めたが、農業者の高齢化が年々進んでおり、後継者不足が課題となっている。

そこで、電気柵から恒久柵への切り換え等による農作業の省力化や集落戦略の作成を基に話し合いを行い、後継者の確保を行うことで引き続き農村を良好な環境に保ち、荒廃農地の発生を抑制していく必要がある。

これまでの主な成果

- 有害鳥獣恒久柵の設置 (2.4km)
- イノシシ捕獲頭数 7頭 (令和元年度)
- 景観作物の植栽 (ヒマワリ：200㎡、花壇 15㎡に設置)

④ 集落の環境保全活動と鳥獣害対策

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	上市町 ^{ごくらくじ} 極楽寺 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 25ha (うち 25ha で多面的機能支払を実施)			
田 (25ha)	畑 (0ha)	草地 (0ha)	採草放牧地 (0ha)
水稻、ハトムギ	—	—	—
交付金額 222 万円	個人配分		60%
	共同取組 活動 40%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等	34% 1% 5%
協定参加者	農業者 40人、非農業者 6人、極楽寺営農組合、 JAアルプスファーム、(有)井原アグリサービス		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	白萩地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況)人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者等を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

上市町の東南部に位置する当集落は、離農による耕作放棄地が増加するのを危惧し、集落の共同活動に活用のできる中山間地域等直接支払制度に平成 12 年から取組み、翌年には当事業の中心的な役割を担う営農組合を設立した。

3. 取組の内容

当集落の主な活動は、農道 (L=4km) ・水路 (L=8km) 周辺の草刈りや泥上げ、周辺林地の下草刈り (A=0.3ha) による維持管理を行い、平成23年にはイノシシによる農作物被害が発生したため、それ以降侵入防止柵の設置等に取り組んでいる。また、交付金を計画的に積み立て、農業用機械等の共同購入を行っている。



周辺林地の刈払い



恒久柵の設置

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制を構築する。

将来像を実現するための活動目標

- 農業の継続が困難となった農地が生じた場合に備えてサポート体制を維持する。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 25ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路 8km、年 4 回清掃、草刈り
・道路 4km、年 4 回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年 1 回及び随時)
共同取組活動

鳥獣害防止対策
電気柵・恒久柵の設置
L = 6 km
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約 0.3ha、年 2 回)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

集落戦略の作成
共同取組活動

集落外との連携

- 営農組合による近隣集落の農作業受託。

4. 今後の課題等

協定農用地 25ha のうち 5ha は入作農家によって耕作が行われている。集落住民の高齢化、人口減少が進む中、入作農家による耕作が増えることで、集落住民が中心となって行っている共同活動の負担増が懸念される。

これまでの主な成果

- 鳥獣被害防止柵の設置 L=5,730m (電気柵 L=3,450m、恒久柵 L=2,280m)

⑤ 継続・強化する鳥獣害対策

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	立山町 <small>しらいわ</small> 白岩 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 51.5ha (うち 48ha で多面的機能支払を実施)			
田 (51.5ha)	畑	草地	採草放牧地
水稻	—	—	—
交付金額 504 万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 50%	農道・水路の管理・補修、鳥獣被害防止対策 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等 その他	25% 10% 15% —
協定参加者	農業者 41 人、非農業者 2 名		開始：平成 14 年度
人・農地プランの作成状況	東谷地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

当集落は、立山町中心部から東方向に約 6 km の山間地域にあり、水稻を中心とした営農が行われているが、農業者の高齢化や後継者不足が今後深刻化することが想定され、農業生産活動等の維持が困難となり荒廃農地化していくことが懸念されていた。

そこで、平成 14 年度から中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の保全や農業用施設の維持管理等を集落ぐるみの共同取組活動として努めてきたが近年、当集落でのイノシシ等による農作物被害の発生が著しくなってきた。

3. 取組の内容

近年、イノシシ等による被害対策が課題となっており、本制度を活用して、電気柵や恒久柵の設置、イノシシ檻による捕獲活動を併用し、鳥獣被害の減少に努めている。

また、認定農業者を中心に白岩集落協定のメンバーも協力し、水稻の病虫害共同防除を実施し、米の品質向上に努めている。



恒久柵の設置



イノシシ檻の管理

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落の実施体制の整備

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備
- 共同取組活動により農業生産活動等の維持を図る
- 鳥獣害対策の徹底による荒廃農地発生防止

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田51.5ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路:清掃、草刈り
・農道:簡易補修、草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)
共同取組活動

鳥獣害防止対策
・電気柵・恒久柵の設置
・イノシシ檻の管理、捕獲
共同取組活動

多面的機能増進活動

自然生態系の保全
・冬季の湛水化
共同取組活動

周辺林地の下草刈り
(年1回)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農地法面、水路、農道等の
補修・改良
共同取組活動

集落外との連携

- 立山町中山間地域連絡協議会を通じ、各集落代表との情報交換を図っている。

4. 今後の課題等

イノシシ等による農作物被害が発生しないよう、鳥獣害対策の継続的な取り組みが必要である。今後、更に加速する高齢化に対して、共同で支えあう体制を如何にして維持し、農業生産活動が可能となるよう担い手の確保・育成等を推進する必要がある。

これまでの主な成果

- 恒久柵設置 L = 1,700m
- 電気柵設置 L = 21,100m
- イノシシの捕獲頭数 (R1年度) 25頭

⑥ 棚田地域振興に向けた集落全体での取組の強化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	高岡市 <small>やまかわ</small> 山川 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 18.5ha			
田 (18.5ha)	畑 (Oha)	草地 (Oha)	採草放牧地 (Oha)
水稻	—	—	—
交付金額 575万円	個人配分		40%
	共同取組 活動 60%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	
農地の維持・管理		12%	
役員報酬、研修会費等		1%	
その他		6%	
協定参加者	農業者 23人		開始：平成12年度
人・農地プランの作成状況	石堤地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 今後地域で話し合っ、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れの可能性を作りつつ、集約方針を検討していくこととしている		

2. 取組に至る経緯

当集落は本市の北西に位置し、人口の過疎化や農業者の高齢化等により、農地の維持・管理が難しくなっていたことから、集落全体で中山間地域等直接支払交付金制度を活用して農地を守ってきた。集落内の今後の更なる高齢化や農業人口の減少に対応するべく、令和2年度から棚田地域振興活動計画に基づき鳥獣被害の防止の徹底や収穫体験の開催、新たな担い手の確保に向けた取り組みを行うこととした。

3. 取組の内容

鳥獣被害の拡大を防止する対策として、イノシシ檻の設置、電気柵の適切な管理及び周辺の草刈り、見回りを集落協定構成員が交代で行っている。

新たな取組として、棚田地域振興活動加算を活用し、令和6年度までにマコモダケ・マルイモの収穫体験を開催することで、地域内外の方との交流を深め、関係人口の創出を図る。また、景観作物としてレンゲを作付け、農村景観を形成する。さらに現在、県外から移住してきた若者がおり、今後の地域農業の中心的な役割を担ってもらえるよう、水稻、畑における種まきから収穫までの作業や機械操作の指導を行い、育成に努めている。



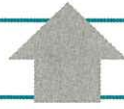
マコモダケの作付



草刈り、電気柵の適切な管理

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制の構築



将来像を実現するための活動目標

- 農業の継続が困難となる農地が生じる場合に備え、サポート体制を維持する

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 18.5ha)
個別対応、共同取組活動

水路・農道の管理
・水路4km、年2回清掃、草刈り
・道路6km、年2回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年2回及び随時)
個別対応、共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約2ha、年2回)
個別対応

景観作物作付け
(景観作物としてレンゲを
約0.2ha作付けた。)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化
(田植機の共同利用を2ha、
コンバインの共同利用を8ha)
共同取組活動

担い手への農作業の委託
(田植機の共同利用を2ha、
コンバインの共同利用を8ha)
共同取組活動

棚田地域振興活動加算
共同取組活動

4. 今後の課題等

集落内の農業従事者の高齢化に伴う離農が急速に進む中での後継者の発掘及び育成

これまでの主な成果

- イノシシ等の被害防止柵の設置：電気柵約10km、檻6個
- 農道コンクリート舗装：40m